

松本弘毅著『古事記と歴史叙述』

谷口雅博

著者松本弘毅氏の研究には学会での口頭発表や学術雑誌に掲載された論文などでこれまで接する機会がしばしばあった。個々の発表や論文では気づかなかった氏の研究の方向性や各論考のもつ意味合いが、このようにまとまった著書となることによって、明らかになったように思われる。

本書の方法は明快である。著者は、古事記・日本書紀・風土記・先代旧事本紀などの上代文献に記された歴史叙述を研究対象とする。それらの文献が成立した八世紀の初頭には、種々の伝承群が存在していたと想定する。そして現存する各文献に共通して見られる神話・説話の内容や要素を、当時の歴史伝承に対する共通認識であると判断し、それ以外の異なる部分は各書の述作者によって意図的に選択・叙述されたものと考えている。本書はその選択・叙述の方法を問うものである。

具体的に見ていきたい。第一部は「歴史叙述と伝承」と題され、二篇からなる。第一篇「王権の周辺」は、第一章「弟日姫子の巫女性」、第二章「先代旧事本紀の人代巻」を載せる。第一章では、弟日姫子の話の原伝承を男との別離の際に褶を振る乙女の姿を伝えたとであると推定し、日下部氏が自らの始祖伝承として伝え

るために後日譚（異類婚説話）を加えたものであると結論する。弟日姫子に見られる巫女性も、日下部氏によって付加された要素だと見る。万葉集や風土記逸文から原伝承を想定し、作成者側が原伝承を元にしていかに歴史を語るのか、その叙述の方法が考察されている。ここには本書の考察態度の基本が提示されている。ただし、原伝承の共通認識の想定にいかんが妥当性があるか、また、伝承変更の許容範囲をどこに設定するかなど、難しい問題を孕んでいる。弟日姫子の話の場合、土地の乙女の伝承を特定氏族の始祖伝承に利用することが許容範囲に含まれるものであるのかわどくか、問題が残るところではなからうか。

第二篇「伝承の形成」は、第一章「丹後国風土記逸文「奈具社」条の歌」、第二章「伝承の形成と歌」、第三章「天平風土記と記・紀」を載せる。第一章と第二章では歌と物語の関係について論じている。著者は、物語が多く異伝を持つていたのと同様に、歌にも様々な異伝が存在していたと捉える。特に第二章では雄略記の赤猪子の話を例に取り、「赤猪子との結婚説話にも種々のバリエーションがあり、またそれぞれに関係する歌も伝えられていた。古事記はそうした伝承群と向かい合いながら、独自の赤猪子説話を作り上げたのである」と説く。「大きな文脈の中に別の背景を持つ歌を利用することで、別背景の歌が本来的に持つ伝承を響かせるのを目論んでいるのではないか」という指摘は、賛同できるものである。しかし、「様々な伝承群」「それに伴う様々な歌」の存在を想定する例として、丹後国風土記逸文に見られる歌々を取り上げるのとはともかく、古事記にしか記載のない赤猪子の話を

選んだのは何故か、少々疑問に感じるところではある。

さて、書名を見れば明らかであるが、著者の関心はとりわけ古事記にむいている。第二部は「古事記の歴史叙述」と題して三篇十一章からなる。第一篇「歴史叙述の方法」第一章「天皇の短命起源神話」では、ニギノミコト降臨後に描かれるコノハナノサクヤビメとの婚姻譚は、従来いわれているようなイワナガヒメを返してしまったことによる永遠の寿命の喪失の面を描くよりもむしろコノハナノサクヤビメとの婚姻によって得られる繁栄を語る方に重点があったと説く。通常バナナ型の神話で、石と対比されるのがバナナであるが、それに対してなぜ古事記のみがコノハナであるのか、という点にこだわった結果として導かれた結論である。この論のように、著者の方法は、従来見過ごされがちであった部分へのこだわりによって、新たな発見をするという特徴がある。例えば、次の第二章「大物主神と伊須気余理比売」では、神武天皇の崩御後、後のイスケヨリヒメが御子達に危機を知らせる歌を歌った際に、その意味を正しく理解したのは、神沼河耳命(綏靖天皇)のみであったと指摘し、それは皇位継承者たるに相応しい能力を示しているとみる。更にはその歌の中の「ヒル」「ユフ」という時間が象徴しているのは、神武天皇の生前・死後であり、天照大御神直系の皇統存続の危機的状況を示していると取るなどの見方には新鮮味がある。

第三章「帯中津日子命の即位」では、中巻で唯一、叔父から甥への継承である仲哀天皇の即位について検討したものである。古事記や日本書紀の編纂者が、その全ての記述を自在に作り得たわ

けではなく、その時代の共通認識を基礎として、独自の形が作られたと見る基本姿勢のもと、「成務から仲哀への叔父―甥相続も記紀作成の頃に普通と思われていた歴史の流れ(共通認識)の一つであり、その継承関係の改変は記紀編纂者の力の及ばないところであったと考える」とし、編纂者にできたことは、その正当化のみであったと説く。そしてその方法とは、仲哀天皇の父であるヤマトタケルを「太子」として位置付けること、そして母が皇女(垂仁天皇の皇女)であったことを明記することであったと説く。また、それは、成務天皇の皇子の母が皇女ではないことにより、即位の優位性を持たなかったことの説明にもなるという。日本書紀では成務天皇には皇子がいなかったために仲哀即位へと至るという展開になっており、両書の正当化の方法の異なりが見えるということである。極めて明快な論である。なお、この結論から、古事記が母系に少なからぬ重要性を認めていると指摘しているが、この点はかなり大きな問題を孕んでいると思われる。

第四章「応神誕生」では、応神誕生に関する叙述方法について述べ、第五章「ヤケ・オケ二王の血統」では、ヤケ・オケ二王の即位の正当化を、記紀がそれぞれに異なる方法で叙述しているかを論じている。第五章について言えば、古事記では履中系であることが二王子即位を支える基盤であり、その関わりで姨飯豊王が重要な役割を負う。日本書紀では、飯豊女王の位置づけは姉であり、二王即位には特に関わらない。日本書紀においては、二王の父市辺忍齒を天皇に準じる存在として位置付け、また清寧天皇自身によって二王が承認されるという展開をとることでその即位

を正当化している。著者の指摘する通り、顕宗・仁賢即位の正当化の記紀の相違がうかがえる。

第二篇「ホムツワケの位置」は、垂仁皇子ホムチワケを巡る三つの論である。第一章「垂仁記の祭祀」では、「崇」の意味の捉え返しによって論を展開している。「崇」は災い・神罰の意に限らず、本来神の示現を示すことばであり、ホムチワケの場合、彼が神罰を受けるべき過失を犯したと捉えるのではなく、そもそもは出雲大神が自らの宮の修理という要求を呑ませるために御子の言葉を取り上げながら姿を現したと説く。その「修理」に関しては、出雲大神を「拜む」行為が中心となると見る。記紀それぞれ異なる展開ではあるが、祭祀体制の確立を崇神・垂仁朝に配置して描いているというのは、その通りであろう。日本書紀では崇神朝に全く異なる話の中で出雲の神の祭祀が描かれている。ところで、古事記では何故ホムチワケが出雲大神祭祀の役割を担うのか、その問題は第二章「ホムツワケの背景」で説かれている。吉井巖によれば、上宮記曰一云に見える継体天皇の始祖ホムツワケ王がこの皇子の元々の姿であったが、ホムツワケ王からホムダワケ¹に神天皇が継体天皇の始祖として位置付けられるに及んで、ホムツワケはその役割を失ってしまったという。著者はこの吉井説を受け、本来始祖的な立場であった人物であるゆえ、記紀に登場する際においても神聖性が残存していると考えている。そして古事記は、元来の神聖性を評価し、文脈の中で再活用したが、日本書紀は、否定・抹消されるべき存在として最低限の記事のみで退場させられる、それが記紀の構想の違いから来るホムチワケの

扱いの相違であると説く。第三章「ヒバスヒメと垂仁天皇」は、垂仁天皇のサホビメに対する執着に王としての「色好み」性の欠如を見、また鳥を捕らえてもホムチワケが依然として口の利けない状態であったという点²、出雲大神の神託をわざわざウケヒによって確認しなければならなかった点を取り上げ、これを全て垂仁天皇の判断力の無さとして捉えていく。その読み方には独自のものがあるが、垂仁天皇をどのように描こうとした意図がやや判然としなない。丹波の四女王のうちの二女王を、醜さを理由に返してしまったというところに、神話に見る天皇寿命起源との関連性を見るのは良いとしても、垂仁の判断力のなさ³がみなヒバスヒメを称揚し、次期天皇となる景行天皇即位の正統性へと繋げるためと考えるのは、やや強引な見方ではないかという感じを受ける。古事記の歴史叙述の方法として、天皇の皇位継承次第の正統性をいかに描くか、に重要なポイントがあったという著者の主張は納得出来るものであるが、次代の天皇の正統性を描くために、現天皇を貶めるような叙述方法を取ることにどれほどの有効性があるのか、疑問が残るところではある。

第三篇「ヤマトタケルの位置」にはヤマトタケル関連の論が三編掲載されている。共通している読みの態度は、古事記はヤマトタケルを一貫して英雄として描いているということ、ヤマトタケルを否定しているのは、父の景行天皇のみであるということである。第一章「倭建命の追放」ではまずその点が確認されている。「追放」はあくまでも父の意思によるものであり、古事記自体がヤマトタケルを追放しているわけではないと見る。従来からの指

摘にあるように、古事記では「幸行」「詔」「崩」「后」など、天皇にしか用いられない語がヤマトタケルにも用いられ、またミヤズヒメの歌に「高光る日の御子 やすみしし 我が大君」と歌われている点などから、これがかつては天皇として扱われていた頃の名残とみる向きもあるが、そうではなく、古事記がヤマトタケルを尊貴な存在であり英雄として遇している証であると見る。そして決して猛々しい性質故に天皇の世界から外されたわけではないと説く。通常、ヤマトタケルは兄殺しによってその残虐さをあらわし、その為に父から疎まれ、皇統からも逸脱していくという見方がなされるが、著者によれば、兄の側には殺されてしかるべき要素があり、ヤマトタケルの行為には正当性があるという。また、ヤマトタケルと同じく残虐性を有する存在として兄殺しが描かれる雄略天皇の場合、それが咎められ否定されることもなく天皇として即位している点、また景行天皇が恐れた「建荒」き心のうち、特に「建」の要素は時に王者として必要な資質である点などから考えて、ヤマトタケルの性情・行為ともに王権から拒絶される要素は持たないのであり、拒絶するのは景行天皇のみであると見るのである。景行天皇をそのように王権の論理とは異なる判断をする人物として描くのは、英雄でありながら即位することなく外地で死を迎えるヤマトタケル伝承を叙述するための方法であったと論じる。なるほどと思わせる考え方ではあるのだが、垂仁天皇の場合もそうであったように、判断力に欠ける天皇を描出することの意図について、今少し説明が欲しいところではある。

第二章「英雄の受容方法」は、伝承として語られていた英雄ヤマ

トタケルの功績を、記紀それぞれがどのように受容し、表出したかを問うものである。古事記では、ヤマトタケル東征の重要点は、アヅマの国の平定・命名・支配にあり、これは国境の画定と国造・県主制定の代とされる成務天皇代の事蹟を先取りするものであると位置付ける。そして、古事記では倭建命の業績を成務朝の先鞭をつけるものとして位置付けているのではないかと説く。対して日本書紀では、景行天皇と日本武尊とを一体の存在として描き、中国的価値観にも適う人物として英雄像が形作られていると見る。第三章「大御葬歌の起源」は、そうした英雄ヤマトタケルを、まさに英雄として鎮魂するために大御葬歌の叙述があると論じている。ところで、ヤマトタケル伝承において、何故彼は即位せず

に死ぬことになるのか、つまり、歴史の共通認識自体がどのように生み出されたのか、その問題を正面から扱わない点には不満が残る。これは本書全体を通じて感じる不満でもあるが、そこまで求めるのは欲張りというものであろうか。

以上、すべての論に触れることは出来なかったが、全体を見渡してきた。本書全体を通して、著者の一貫した読みの態度がうかがえる。そこには著者の信念が感じられる。しかし、その論の前提はどれだけ確かなものであるのかという点において、不安定な要素も多々あろうし、危険性も孕んでいると私には思える。しかし、その危うさを恐れずに歴史叙述の方法に迫っていかうとする研究態度は大事なのかも知れない。